

損害賠償の額の決定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び  
燕・弥彦総合事務組合水道事業の設置等に関する条例（平成31年燕・  
弥彦総合事務組合条例第10号）第8条の規定により適用する地方自治  
法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、  
損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 佐 野 大 輔

記

1 損害賠償額

4,974,310円

2 相手方

新潟県新潟市西蒲区巻甲 4111 番地

蒲原ガス株式会社 代表取締役社長 高 井 聡

3 事故の概要

令和6年12月26日に吉田日之出町地内において、水道管の漏  
水により、蒲原ガス株式会社所有のガス管が損傷したもの。